

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成29年7月

甘楽町

目次

はじめに	1
1 町の責務.....	2
2 基本姿勢.....	2
3 住民・施設管理者の避難行動の原則	3
4 住民・施設管理者等に求める避難行動.....	4
5 避難行動（安全確保行動）の考え方	5
6 避難勧告等の発令の判断基準	6
【水害編】	6
6-1 判断の基準	6
6-2 避難勧告等の伝達方法と内容	7
【土砂災害編】	9
6-3 判断の基準	9
6-4 避難勧告等発令の基準とする情報	10
6-5 土砂災害に関する防災気象情報の入手先	10
6-6 避難勧告等の伝達方法と内容	11
<参考情報>	12
◎ 警戒態勢をとるべき時期（警戒本部設置）	12
◎ 急傾斜地の崩壊の前兆現象	12
◎ 要配慮者利用施設	13

はじめに

近年、日本各地において洪水等の自然災害が多発しており、各自治体で避難勧告等の基準が定められているにもかかわらず、避難行動の問題や避難情報発令のタイミング、避難の遅れ等により、犠牲者がでていることが問題となっています。

甘楽町においても平成23年3月、内閣府により策定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を参考に「避難勧告等の判断及び伝達について」（以下「マニュアル」という。）を作成し、平成25年10月に土砂災害に関する避難勧告等の基準細則を追加した一部改訂を経て現在に至っています。

今回、平成28年の台風第10号により、東北・北海道の各地に甚大な被害が発生し、これを教訓に平成29年1月、国においてガイドラインが改定され、名称も「避難勧告等に関するガイドライン」に変更されたため、マニュアルの全面改定を行います。

ガイドラインの改正ポイント

1 避難勧告等を受ける立場にたった情報提供の在り方

- ・避難勧告等を発令する際の対象者の明確とその対象者のとるべき避難行動をわかりやすく伝達すること。
- ・住民への居住地の災害リスク情報や災害時にとるべき避難行動を周知すること。
- ・これまでにない災害リスクにも対応できるような情報提供を行うこと。
- ・地域での声かけなど、川の映像情報等、居住者等の避難を促すための情報提供をすること。

2 要配慮者の避難の実効性を高める方法

- ・要配慮者利用施設の災害計画は、自然災害からの避難も盛り込んだ計画とすること。
- ・要配慮者利用施設へ情報伝達が確実にされるように、福祉担当部局等と連携を図って、情報伝達体制を定めておくこと。
- ・災害計画の実効性確保、避難訓練の実施の徹底を図るとともに、それらの具体的な内容を定期的に確認すること。

3 躊躇なく避難勧告等を発令するための市町村の体制構築

- ・災害時の応急対応に万全を期すため、災害時において優先させる業務を絞り込み、その業務の優先順位を明確にしておくこと。
- ・全庁をあげて災害時の業務を役割分担する体制や、発令に直結する情報を町長が確実に把握できるような体制を構築すること。
- ・災害時に、河川管理者や気象台職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような防災体制を平時から構築しておくこと。
- ・予期せぬトラブル等があることも想定し、いざという時の伝達手段の充実を図ること。
- ・上記について、訓練等を通じて改善を重ねていくこと。

1 町の責務

市町村は災害対策基本法において、災害が発生するおそれがある場合等に、居住者等に対し、避難勧告等を発令する権限が付与されています。

しかし、避難勧告等が発令されたとしても、立ち退きをしないことにより被害を受けるのは、本人自身であること等の理由により、この避難勧告等には強制力は伴っていません。

これは、災害に直面する状況は個人によって違うことから、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるということを示しています。

したがって、住民の生命、身体を保護するために行うべき町の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、住民は、これらの情報を参考に自らの判断で避難行動をとることになります。

このため、町が実施する重要な対策等は、以下のとおりです。

町が実施する重要な対策

- ・災害が発生するおそれがある場合等に住民が適時的確な判断ができるよう、どの地区・場所にどんな災害のリスクがあり、どのような時に、どのような避難行動をとるべきかについて、訓練等を通じて日頃から周知徹底を図る取り組みを行うこと。
- ・避難勧告等の発令の考え方や地域の災害リスクについて、関係機関の助言を得て十分に確認しておくこと。
- ・災害のおそれがある各段階で、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、次に示す「避難行動の原則」等を平時から住民に周知すること。
- ・避難勧告の発令等の際に暴風雨で身動きが取れなくなることが想定される場合、想定を上回る規模の災害が発生するおそれがある場合においては、早めの避難を促すこと。
- ・避難勧告等は、避難勧告等の対象となる区域を設定して発令しますが、区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくて良いというものではなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、住民自ら判断して避難することを促すこと。
- ・関係機関からの情報や収集した情報等により、的確に判断し、躊躇することなく避難勧告等を発令し、速やかに住民等に伝達すること。

2 基本姿勢

- (1) 避難は災害から命を守るための行動であること。
- (2) 避難は従来の避難所への移動だけではなく、家屋内にとどまり安全を確保することや、近隣の安全な建物に移動し安全を確保することも「避難行動」の一つであること。
- (3) 避難勧告等には強制力を伴っていないことから、「命を守る責任」は、最終的には、個人にあるという考え方に立っていること。
- (4) 災害から住民の命を守るため、昼夜の時間帯を問わず、災害発生危険性が大きく高まっている、もしくは、避難勧告等の判断基準に達したときは、避難勧告等を発令すること。
- (5) 緊急時には、避難所の開設状況に関わらず、避難勧告等を発令すること。

3 住民・施設管理者の避難行動の原則

(1) 住民の避難行動の原則

自然災害に対しては、行政に過剰に依存することなく、自助の意識を持ち、自分は災害に遭わないという思い込みに陥ることがないように、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。

災害発生の際には、避難勧告等が発令されますが、個人に対して発令されるものではない、突発的な災害は発令が間に合わない、各個人のおかれている状況（居住地の地形、家屋、家族構成等）には違いがあること等から適切な避難行動、避難のタイミングは各個人で異なることを理解した上で、災害種別毎に自宅等が、立退き避難が必要か、上階への移動等で、危険が回避できるのか等について、住民はあらかじめ確認・認識し、自らの避難行動を判断すべきです。

また、洪水や土砂崩れ等は、台風や前線による降雨により発生する機会が多いことから、気象台からの気象情報の発表、強風や大雨の強まりに注意し、最新の気象情報や町から発令される避難情報等を常に確認する必要があります。

(2) 施設管理者等の避難行動の原則

施設管理者等は、上記の(1)住民の避難行動の原則を踏まえた上で、以下の点に留意する必要があります。

- ① 施設毎の規定（介護保険法等）や災害毎の規定（水防法等）により、利用者の避難が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から具体的な災害計画（避難確保計画等）を作成する必要がある。
- ② 大雨注意報又は洪水注意報が発表された場合など、逐次発信される防災気象情報を的確に把握し、早めの避難措置を講じる必要がある。特に小規模な河川の場合、水位上昇が極めて早い場合が多く、特に留意する必要がある。
- ③ 要配慮者利用施設の管理者等については、町、消防団、自治会等とも連携を図り、避難時等における支援が受けられるよう調整を実施する必要がある。
- ④ 入院患者や施設入所者等の移動が困難な要配慮者は、指定緊急避難場所とそこまでの移動経路、移動手段を確認しておくこと。
- ⑤ 移動にリスクが伴うことから、指定緊急避難場所への避難が不可能な場合も想定し、「近隣の安全な場所」への避難、「屋内安全確保」の措置がとれるように複数の避難先を平時から確保する必要がある。
- ⑥ 上記の項目について、災害計画に記載し訓練を実施し実効性を高める必要がある。
- ⑦ その他、道路の管理者及び工事の施工責任者等は、洪水等により命が脅かされる危険があると判断される場合には、防災気象情報や水位情報等に注意を払い、関係者に危険が及ばないよう、立入禁止や退避等の措置を適切に講じる必要がある。

4 住民・施設管理者等に求める避難行動

避難勧告等の発令時には、避難所を開設するものとし、避難勧告等の種類、発令の内容及び住民、施設管理者等に求める行動は、次のとおりです。

下記の避難勧告等を発令した際は、直ちにその旨を富岡消防署（甘楽分署）に通報します。

情報分類	発令の内容	住民に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（支援者は支援を開始） ○上記以外の者は、家族等の連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所へ避難行動を開始
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○崖の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難行動中の住民は、速やかに避難行動を完了 ○未だ避難していない住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は、生命を守る最低限の行動をとる

※突発的な災害の場合、町からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

- ❖ 避難指示（緊急）：災害対策基本法第 60 条、水防法第 29 条
- ❖ 避難勧告：災害対策基本法第 60 条
- ❖ 避難準備・高齢者等避難開始：高齢者など避難に時間を要する方に対して早めに避難をうながす。

5 避難行動（安全確保行動）の考え方

（1）避難の目的

従来、漠然としていた「避難」の自的を、国では「避難行動」という名称を使用し、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」としています。

避難行動をとるにあたっては、次に掲げる事項を明確にすることが必要となります。

- ① 災害種別毎に危険な場所を知ること。
- ② それぞれの危険に対して、どのような避難行動をとれば良いか明確にすること。
- ③ どのタイミングで避難行動をとることが望ましいかを明確にすること。

（2）避難行動

従来の避難行動は、避難勧告等の発令時に学校等の公的施設に避難することが一般的でした。今後は、避難所とされてきた場所等へ移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とします。

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所への移動
- ② 近隣の安全な場所・建物への移動
- ③ 建物内の安全な場所での待機

（3）避難勧告等と避難行動

災害対策基本法において、町長の発令する避難勧告等とは、避難のために家屋等の現在いる場所からの立ち退きを意味しています。

しかし、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避等の安全確保措置も避難行動となります。

実際の避難勧告等の発令時には、指定緊急避難場所等への避難とともに、外が危険な場合には、屋内での安全確保を図ることを防災行政無線等によりお知らせします。

（4）指定緊急避難場所と指定避難所

避難行動をとる際の安全確保の観点から、災害対策基本法において指定緊急避難場所と指定避難所を明確に区分し、市町村が指定することとされました。

【指定緊急避難場所】 切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

【指定避難所】 災害により住宅を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

6 避難勧告等の発令の判断基準

避難勧告等の発令の判断基準は、以下の【水害編】【土砂災害編】のとおりですが、町においては、この運用にあたり次の事項に留意して行うものとします。

- ❖ 想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、河川の上流部の状況、暴風域の接近状況、近隣地区の災害の発生状況等、広域的な状況把握に努める。
- ❖ 巡視等により自ら収集する現地情報及びレーダー観測で捉えた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行う。

【水害編】

避難勧告等は、以下の基準を参考に、町において今後の気象予測や河川巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令します。

6-1 判断の基準

情報分類	判断の基準
避難準備・高齢者等避難開始	①表1の水位観測所の水位が「はん濫注意水位」に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ②河川の水位が水防団待機水位に達し、表2の「流域雨量指数の予測値」が「洪水警報基準」に到達する場合 ③当町に大雨洪水警報が発表された場合で、さらに降雨が続く見込みがある場合 ④河川が増水し、さらに水位が護岸付近まで上昇することが予想される場合
避難勧告	①表1の水位観測所の水位が「はん濫注意水位」を超え、さらに水位の上昇が予想される場合 ②河川の水位が水防団待機水位に達し、表2の「流域雨量指数の予測値」が「警報基準」を大きく超過する場合 ③河川付近の異常を確認した場合 ④水位が護岸付近まで達し、さらに水位の上昇が予想される場合
避難指示(緊急)	①被害が発生または発生の危険が切迫しているとき。 ②大規模な異常（護岸の決壊や越水）を確認し、住家等に被害を及ぼす可能性が大きい場合 ③河川の水位が護岸に達し、さらに水位の上昇が予想される場合

なお、避難勧告等発令の運用にあたっては、次の事項に留意する。

- ❖ 夜間・早朝に「避難準備・高齢者等避難開始」を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において「避難準備・高齢者等避難開始」を発令する。
- ❖ 「避難勧告」「避難指示（緊急）」は、夜間であっても躊躇なく発令する。
- ❖ 事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難勧告等が発令する等、臨機応変に対応する。

(表1 水位観測所の水位)

河川名(観測所)	雄川 (秋畑テレメータ)	白倉川 (白倉テレメータ)	摘要
水防団待機水位	2.00m	0.70m	・消防団が出動のために待機する水位
はん濫注意水位	3.00m	1.30m	・水防活動を行う指標となる水位であり、消防団が出動する水位 ・避難準備・高齢者等避難開始発表の目安となる水位
避難判断水位			・避難勧告発令判断の目安となる水位
はん濫危険水位			・避難指示(緊急)発令判断の目安となる水位

※ 上記は町内にある水位観測所の水位設定を示したものである。

※ 町内の水位観測所では、「水防団待機水位」と「はん濫注意水位」の設定水位は定められているものの、「避難判断水位」及び「はん濫危険水位」の適切な水位設定がないため、過去の災害履歴から、適切な水位設定ができないか調査した上で検討する。

(表2 流域雨量指数の予測値 : 防災情報提供システム)

河川名	鎚川	雄川	天引川	白倉川
警報基準(基準Ⅱ)	43.3	12.4	5.7	6.8
既往最大事例	42.9(H10.9.16)	13.2(H11.8.14)	5.6(H19.9.5)	6.6(H10.9.16)

○気象庁ホームページ(洪水警報の危険度分布) http://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/m_flood.html

6-2 避難勧告等の伝達方法と内容

(1) 避難勧告等の伝達方法

- ①防災行政無線(一斉放送)による伝達
- ②甘楽町安心安全メール、エリアメール等による配信
- ③テレビ、ラジオ放送、町HP等による広報
- ④町、消防関係(消防署、消防団)、警察関係の広報車による広報
- ⑤区長、自主防災組織、民生委員、消防団等に対する電話、FAX等による伝達
- ⑥高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設には、別途電話、FAX等による伝達

(2) 避難勧告等の伝達文(例文)

情報分類	伝達文例
避難準備・高齢者等 避難開始	①緊急放送、緊急放送、「避難準備・高齢者等避難開始」発令。 ②こちらは、防災かんら(町の広報車)です。 ③●●川の水位が避難判断水位に到達したため、●●地区に、「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。 ④お年寄りの方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、避難場所へ避難して下さい。 ⑤それ以外の方は、気象情報に注意して、危険だと思ったら、迷わずに避難して下さい。 ⑥なお、避難場所は、●●を開設しています。

避難勧告	<p>①緊急放送、緊急放送、「避難勧告」発令。 ②こちらは、防災かんら（町の広報車）です。 ③●●川の水位が氾濫危険水位に到達したため、●●地区に、「避難勧告」を発令しました。 ④●●地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始して下さい。 外が危険な場合は屋内の高いところに避難して下さい。 ⑤なお、避難場所は、●●を開設しています。</p>
避難指示（緊急）	<p>【氾濫発生前】 ①緊急放送、緊急放送、「避難指示」発令。 ②こちらは、防災かんら（町の広報車）です。 ③●●川の水位が堤防を越える恐れがあるため、●●地区に、「避難指示」を発令しました。 ④まだ、避難していない方は、直ちに避難して下さい。 外が危険な場合は屋内の高いところに避難するなど、最低限の安全確保をとって下さい。 ⑤なお、避難場所は、●●を開設しています。</p> <p>【氾濫発生後】 ③●●地区で、●●川の護岸（堤防）から水があふれ出しました。 ④大至急、最寄りの高い建物など、安全な場所に避難して下さい。</p>

【伝達する際の注意事項】

- ・避難情報は住民が短時間に認識できる情報量を考慮すること。
- ・車両による広報はなるべくゆっくりと巡回すること。
- ・地域に応じた避難情報（最寄りの避難場所等）を具体的に提供すること。
- ・夜間の発令や既に道路冠水等により避難が困難な状況も想定されることなどを留意する。

【伝達文の注意事項】

- ・避難勧告等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫すること。
- ・防災行政無線は大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、この例文にとらわれず、伝達文は簡潔にするよう努めること。

(3) 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除するものとする。

また、護岸（堤防）決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、慎重に解除の判断を行う必要がある。

【土砂災害編】

警戒すべき区域については、土石流、地すべり及び急傾斜地崩壊危険区域を基本とし、過去の被害の履歴や被害想定などを踏まえて特定します。

ただし、自然現象のため不測の事態等も想定されるため、事態の推移に応じて、避難勧告等の発令区域を適切に判断します。

土砂災害は相当の破壊力を有しており、生命の危険が高いため、土壌雨量指標に基づく土砂災害警戒情報を可能な限り活用し、災害発生前に避難を完了することが必要である。

ただし、土砂災害は、地形や地質の条件、それまでの降雨量等複数の要因が重なり合って発生するため、土壌雨量指標による土砂災害発生危険度が比較的低くても発生する場合もあるので、住民は前兆現象を確認したら速やかに避難する必要がある。

そのため、町では、県・気象台から発表される土砂災害発生予測のみでなく、住民等からの通報により、速やかに前兆現象の発生事実を把握し、同事実及び避難勧告等を速やかに周知・伝達する必要がある。

6-3 判断の基準

情報分類	判断の基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（赤・レベル2）」する場合 ② 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（薄い紫・レベル3）」し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り・溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（濃い紫・レベル4）」した場合 ② 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③ 土砂災害が発生した場合 ④ 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ⑤ 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

※避難勧告等発令の運用にあたっての留意事項は「水害編（P6）」下段に準じる。

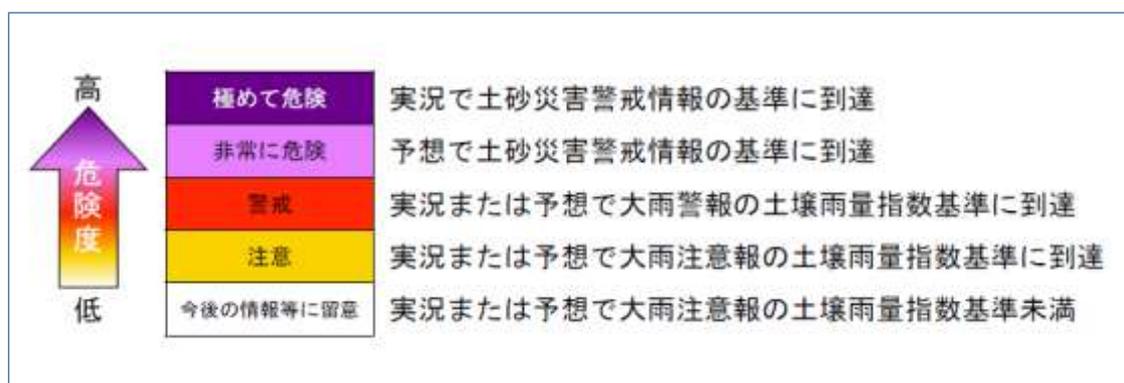
6-4 避難勧告等発令の基準とする情報

- ① **大雨警報（土砂災害）**：避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断材料とする。
- ② **土砂災害警戒情報**：避難勧告の発令の判断材料とする。
- ③ **記録的短時間大雨情報**：避難勧告等の発令の判断材料とする。
- ④ **大雨特別警報（土砂災害）**：避難勧告・避難指示（緊急）の対象領域の再検討の判断材料とする。
- ⑤ **土砂災害警戒判定メッシュ情報**：避難勧告等の発令の判断材料とする。
(5km メッシュで提供)

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数と60分間短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている「土砂災害警戒情報」と、さらに細かい単位で提供される「土砂災害警戒判定メッシュ情報」が判断の材料となる。

【土砂災害警戒判定メッシュ情報】

- ・ **濃い紫色**のメッシュは、「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」（レベル4）
- ・ **薄い紫色**のメッシュは、「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（レベル3）
- ・ **赤色**のメッシュは、「実況または予想で大雨警報（土砂災害）基準に到達」（レベル2）
- ・ **黄色**のメッシュは、「実況または予想で大雨注意報基準に到達」（レベル1）



6-5 土砂災害に関する防災気象情報の入手先

- 群馬県土砂災害警戒情報：<http://www.dosya-keikai-gunma.jp/>
- 気象庁ホームページ
 - ・土砂災害警戒情報（群馬県）：http://www.jma.go.jp/jp/dosha/315_index.html
 - ・土砂災害警戒判定メッシュ情報：<http://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/>

6-6 避難勧告等の伝達方法と内容

(1) 避難勧告等の伝達方法

- ①防災行政無線（一斉放送）による伝達
- ②甘楽町安心安全メール、エリアメール等による配信
- ③テレビ、ラジオ放送、町HP等による広報
- ④町、消防関係（消防署、消防団）、警察関係の広報車による広報
- ⑤区長、自主防災組織、民生委員、消防団等に対する電話、FAX等による伝達
- ⑥高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設には、別途電話、FAX等による伝達

(2) 避難勧告等の伝達文

情報分類	伝達文例
避難準備・高齢者等 避難開始	<p>①緊急放送、緊急放送、「避難準備・高齢者等避難開始」発令。</p> <p>②こちらは、防災かんら（町の広報車）です。</p> <p>③大雨警報が発表され、土砂災害の危険性が高くなることが予想されるため、●●地区に、土砂災害に関する「避難準備・高齢者等避難開始」を発令しました。</p> <p>④お年寄りの方など避難に時間がかかる方と、その避難を支援する方は、避難場所へ避難して下さい。</p> <p>⑤それ以外の方は、気象情報に注意して、危険だと思ったら、迷わずに避難して下さい。</p> <p>⑥なお、避難場所は、●●を開設しています。</p>
避難勧告	<p>①緊急放送、緊急放送、「避難勧告」発令。</p> <p>②こちらは、防災かんら（広報車）です。</p> <p>③土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の危険性が極めて高まっているため、●●地区に、土砂災害に関する「避難勧告」を発令しました。</p> <p>④●●地区にお住まいの方は、速やかに避難を開始して下さい。急斜面の付近や河川沿いにいる方は、急斜面や河川等から離れたなるべく頑丈な建物等へ避難して下さい。</p> <p>⑤なお、避難場所は、●●を開設しています。</p>
避難指示（緊急）	<p>①緊急放送、緊急放送、「避難指示」発令。</p> <p>②こちらは、防災かんら（町の広報車）です。</p> <p>③●●地区で土砂災害の発生（前兆現象）が確認されました。土砂災害の危険性が極めて高まっているため、●●地区に、土砂災害に関する「避難指示」を発令しました。</p> <p>④まだ、避難していない方は、最寄りの頑丈な建物等へ直ちに避難して下さい。外が危険な場合は屋内のがけの反対側の高いところに避難するなど、最低限の安全確保をとって下さい。</p> <p>⑤なお、避難場所は、●●を開設しています。</p>

【伝達する際の注意事項】

- ・避難情報は住民が短時間に認識できる情報量を考慮すること。
- ・車両による広報はなるべくゆっくりと巡回すること。
- ・地域に応じた避難情報（最寄りの避難場所等）を具体的に提供すること。
- ・夜間の発令や既に道路冠水により避難が困難な状況も想定されることなどを留意する。

【伝達文の注意事項】

- ・避難勧告等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが周知されるよう表現を工夫すること。
- ・防災行政無線は大量の情報を正確に伝達することが難しいことから、この例文にとらわれず、伝達文は簡潔にするよう努めること。

(3) 避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除は土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とする。

ただし、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断することが必要となる。

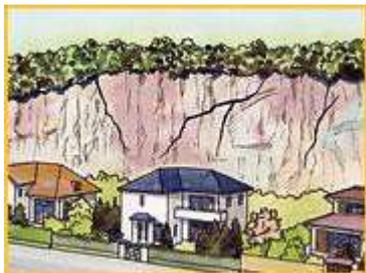
<参考情報>

◎ 警戒態勢をとるべき時期（警戒本部設置）

- (1) 時間雨量が 50mm を超えたとき。
- (2) 当日の日雨量が 100mm を超えたとき
- (3) 土砂災害警戒情報等により、記録的な大雨が予想される発表があったとき。

◎ 急傾斜地の崩壊の前兆現象

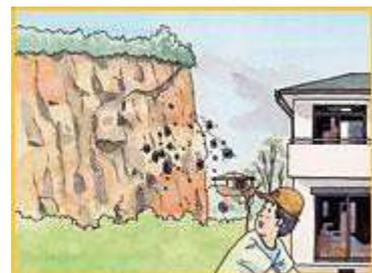
- ・ がけから水が吹き出す
- ・ がけからの水が濁る
- ・ がけに亀裂が入る
- ・ 小石がパラパラと落ちてくる
- ・ がけから音がする



がけに割れ目が見える。



がけから水が湧き出ている。



がけから小石がぱらぱらと落ちてくる。

◎ 要配慮者利用施設

1 老人福祉施設

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
特別養護老人ホーム シルク 特別養護老人ホーム シルク ゆにっと デイサービスセンター・シルク	白倉 1384-1	60-4151	
特別養護老人ホーム シルク・おばた ショートステイ シルク・おばた	善慶寺 1351	67-5533	
社会福祉法人 甘楽町社会福祉協議会	白倉 1384-1	74-5700	
グループホーム こころ	白倉 557	74-4300	
グループホーム さいら	小幡 376-1	74-7666	
グループホーム さら	白倉 831-58	67-5356	
グループホーム めぐみ	善慶寺 900-12	74-7708	
アットホーム尚久かんら 尚久デイサービスセンター かんら	金井 279-1	67-5600	
アットホーム尚久かんら小幡別邸 アットホーム尚久かんら小幡別邸(デイ)	福島 1594-4	64-8500	
メリイホームかんら メリイホームかんら(デイ)	小幡 541-1	67-7691	
ケアコートさくら デイサービスセンター さくら	小幡 109-1	67-7155	
ふるさとホーム甘楽町 ケアステーションあさひ甘楽町(デイ)	金井 57-1	67-7102	

2 障がい児(者)福祉施設

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
甘楽町地域活動支援センター あゆみ	小幡 699	74-4454	
放課後等デイサービス ワンセルフかんら	善慶寺 636-5	67-7615	
放課後等デイサービス カラフルかんら	福島 972-20	67-7766	
放課後等デイサービス 双葉	福島 289-1	67-5177	
就労移行支援事業所 Leaves(リーブス)	福島 289-1	67-5177	
就労継続支援 B 型 クラリスファーム	小幡 143-1	67-7705	

3 保育園・幼稚園・学童クラブ・子ども教室

(平成29年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
かんら保育園	白倉 1380-1	74-3172	
小幡幼稚園	小幡 846	74-4453	
福島幼稚園	福島 957-1	74-4455	
新屋幼稚園	天引 26	74-4452	
かんら学童保育クラブ	小幡 820	74-4235	
小幡小放課後子ども教室(小幡小学校内)	小幡 846	74-4147	
福島小放課後子ども教室(福島小学校内)	福島 939-1	74-4451	
新屋小放課後子ども教室(新屋小学校内)	天引 38-1	74-4113	

4 医療等提供施設

(平成29年4月1日現在)

施設の名称	所在地	電話	備考
小幡医院	小幡 966	74-2018	
小幡医院分院(秋畑地域交流センター)	秋畑 1508-3	74-9007	土砂災害警戒区域
篠原整形外科医院	福島 1151	74-2227	
原医院	金井 453	74-5656	
奥村クリニック	福島 750-2	74-7182	
こがはらクリニック	白倉 622-1	70-4066	
庭谷クリニック	庭谷 468-1	89-4005	
安藤医院	福島 110-5	74-7717	
もみの木こどもクリニック	福島 818-4	67-1040	
萩原歯科医院	上野 3073-1	74-3735	
大貫歯科医院	善慶寺 1353-2	74-6480	
上條歯科医院	金井 437	74-6430	
かんら歯科医院	善慶寺 1195-1	74-6556	
きたはら歯科医院	福島 1337-1	74-6487	
ふくしま町歯科クリニック	福島 818-1	74-7451	
カズデンタルオフィス	小幡 175-1	67-7874	
原歯科医院	金井 76-1	67-7768	
中村接骨院	福島 1250-4	74-6200	
気風舎鍼灸接骨院	小川 692-1	74-3733	
阿部接骨院	福島 122-4	74-6841	

避難勧告等の判断・伝達マニュアル

平成29年7月策定
甘楽町総務課庶務係